

令和7年度 北区融資制度一覧

- 基本要件
- ①個人は区内に住所又は主たる事業所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
 - ②個人は前年度の北区特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること
 - ③東京信用保証協会の保証対象業種であること
 - ④適切な事業計画と確実な資金計画があること
 - ⑤個人は収入の過半数を事業収入から得ていること
 - ⑥現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

	メニュー名	融資の要件
経営安定化資金を調達したい方	原油価格・物価高騰対策緊急資金	基本要件を満たしており、原油価格及び物価高騰の影響により、直近1か月の売上高又は売上総利益額が直近3年間のいずれかの年における同月と比較して減少していること。
	不況対策資金	基本要件を満たしており、最近3か月または1年間の売上高が前年同期と比較して減少していること
事業運営資金を調達したい方	事業資金	基本要件を満たしていること
	小規模企業小口資金 (旧:小口零細企業資金)	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ①従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下であること ②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること
	借換	①小規模企業小口資金を本融資により返済すること ※小口借換の借換は可 ②返済条件となる融資の元金返済を当初の約定通り1年以上継続して行っていること ③申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る
	起業家支援資金	事業を営んでいない個人が、新たに事業を始める場合（創業した日から1年未満を含む）で次の全ての要件に該当すること ①区内に主たる事業所（法人にあっては本店登記及び主たる事業所）を有すること（ただし法人の場合で北区ネット赤羽入居者は、いずれか一方があればよい） ②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること ④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること
	事業活性化支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①セーフティネット保証5号の認定を受けていること（認定有効期限内） ②中小企業等経営強化法による経営革新計画・新連携事業計画・経営力向上計画のいずれかの承認・認定を得ていること ③区内で事業転換・多角化を行うこと（別途要件あり） ④東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱の規定による認定を受けたもの ⑤再生可能エネルギー電力を導入していること
	事業承継支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①事業承継を3年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組むこと ②事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化に取り組むこと
借換資金を調達したい方	夏季・年末資金	基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること 夏季資金の申込期間 令和7年6月2日から同年7月31日まで 年末資金の申込期間 令和7年10月1日から同年11月28日まで
	原油価格・物価高騰対策緊急資金、 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること ※原油コロナ借換資金の借換は不可 ①北区原油価格・物価高騰対策緊急資金、北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金※2のいずれか又は両方を本融資により返済すること ②返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ③借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ④申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る
	不況対策借換資金	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること ※不況対策借換資金の借換は不可 ①最近3か月または1年間の売上高が前年同期と比較して減少していること ②北区中小企業融資（保証協会保証付き）を本融資により返済すること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る
	緊急景気対策借換資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ※緊急景気対策借換資金の借換は不可 ①2本以上の北区中小企業融資（保証協会保証付き）を本融資により借換一本化する ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の1.5倍以下であること ⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る
その他	緊急資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者 ②他地域の重大災害により事業活動に支障をきたしているもの ③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告をうけており区内に当該事業所があるもの ④その他区長が定めるもの
	団体事業資金	次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体 ①主たる事務所が区内に所在し、構成員の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業者 ②構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象事業を営む団体 ③前期の法人都民税（任意団体にあっては代表者の前年度の個人住民税）を完納していること

※1 北区ビジネスプランコンテスト入賞者には、実際の保証料の全額（東京都からの補助を受けるものは、東京都の補助を除いた額の全額）を補給します。

融資限度額	資金使途・融資期間	利率（年利）	利子補給	実質利率	信用保証の要・不要	保証料補給※1
1,000万円	運転 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額
	運転 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要	半額
2,000万円	運転 設備 5年以内 8年以内 (据置6か月以内を含む)	1.9%以内	0.4%	1.5%以内	必要に応じて	半額
	運転 設備 7年以内 10年以内 (据置6か月以内を含む)	1.8%以内	0.8%	1.0%以内	必要	なし 東京都から 半額補助が 受けられます
1,500万円 特定創業支援等 事業による支援 を受けたことの 証明がある場合 は2,000万円	運転 併用 設備 7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1.8%以内	1.5%	0.3%以内	必要に応じて	2/3 融資期間 5年以下は区、 5年超は東京 都からの補助
1,000万円	運転 併用 設備 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.8%以内	1.5%	0.3%以内	必要	半額
	運転 併用 設備 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	1.5%	0.4%以内	必要に応じて	
1,500万円	運転 併用 設備 7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	1.5%	0.4%以内	必要に応じて	半額
500万円	運転 1年以内 (据置6か月以内を含む)	1.6%以内	1.3%	0.3%以内	必要に応じて	全額
	運転 10年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	1.9%	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	必要に応じて	半額
2,000万円 原油価格・物価高騰 対策、コロナ緊急資 金と共通枠	運転 7年以内	1.9%以内	1.9%	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	必要	なし
2,000万円	運転 10年以内	2.0%以内	1.0%	1.0%以内	必要	なし
	運転 5年以内 (据置1年以内を含む)	1.9%以内	1.5%	①・②は実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	必要に応じて	全額
2,000万円 (1億円) ()内は商店街 振興組合	運転 転貸 3年(5年)以内 (据置2か月(6か月)以内を含む)	1.9%以内	0.4%	1.5%以内	不要 (必要に応じて)	なし
	共同 5年以内 (据置6か月以内を含む)	1.9%以内	1.3% (1.7%)	0.6%以内 (0.2%以内)		

ただし認定日から2年以内にあっせんされた融資に限ります。 ※2 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は令和5年度末で受付終了